

○ 食品アクセス総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 643百万円（前年度 124百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% 〔令和12年度まで〕）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t 〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

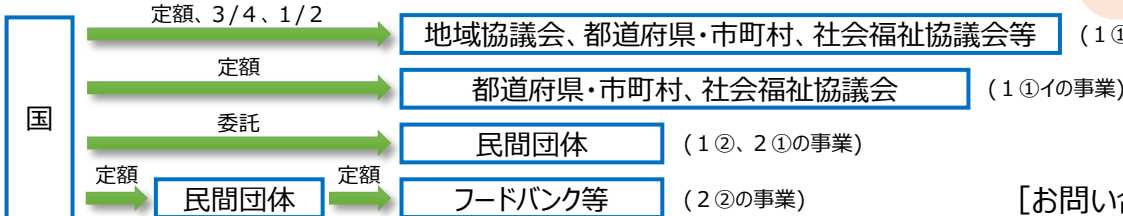
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた**現状・課題の調査等**を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
〔協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、
現状・課題の調査、計画の策定〕
 - イ 地域の体制づくりに向けた**現状・課題の調査・分析**
- ② **食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組**を伴走支援するとともに、**食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等**を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① **食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大**に向けた食品衛生管理水準の向上や物品の管理、資金の運用等に必要なノウハウ獲得等を促進するための**専門家派遣や情報交換会、研修等によるサポート**を実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となる**フードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大**を支援するとともに、**それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化**を図ります。

<事業の流れ>

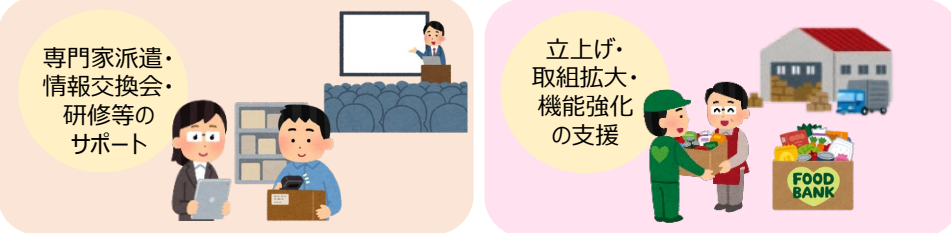


<事業イメージ>

〔1について〕



〔2について〕



(1①アの事業)

(1①イの事業)

(1②、2①の事業)

(2②の事業)

未利用食品の取扱いを拡大・多様な食料へのアクセスを確保

〔お問い合わせ先〕 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)